

全ての重度障がい者が安心して医療を受けられるための要望決議

神奈川県は、平成 21 年、重度障がい者医療費助成制度の抜本的見直しを行い、利用者の一部負担金及び所得制限の導入、65 歳以上の方を新規適用としないなどとなりました。町も、県基準と同様とする改定を平成 25 年に行いました。

65 歳を超え、それまで抱えていた疾患が悪化し、重度障がいの対象となる状態になることもあります。

また、重度障がい児がいる家庭では、ケアのために共働きが難しい家庭も多く、経済的に困窮することが懸念されます。

さらに、中井町からの通院は交通費負担が大きく、補助は欠かせないものです。町は平成 21 年より、障害者手帳 1 級又は 2 級取得者へのタクシー代又は自動車燃料費の助成を行っていますが、助成金額は据え置きであり、社会経済の悪化など物価高騰が続いている中で、助成金額の見直しが求められます。

こうした時代だからこそ、対象者の範囲の枠を広げることや、移動にかかる経費補助の増額が必要です。切実なニーズがある重度障がい者への助成支援を充実させることは、地方自治の根幹である町民福祉に寄与するものです。

重度障がい者が安心して医療を受けやすくなるよう下記のとおり要望します。

記

- 1 「重度障がい者医療費助成制度」の年齢制限、所得制限を撤廃するとともに、対象者枠の拡充を図ること。
- 2 通院のためのタクシー券助成事業及び自動車燃料費助成事業の助成金を増額すること。

以上、決議する。

令和 6 年 12 月 6 日

中井町長 戸村 裕司 殿

中井町議会